二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～七　（略）

3　（略）

（胎児の出生による遺族厚生年金の額の改定の請求）

第六十二条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

3　（略）

（所在不明とされた者の申請）

第六十七条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に申請者及び申請者以外の遺族厚生年金の受給権者の基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3　（略）

（所在不明の届出等）

第七十三条の二　（略）

2　前項の届書には、受給権者の基礎年金番号通知書その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3～6　（略）

（裁定の請求）

第七十六条の二　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～四　（略）

（裁定の請求）

第七十七条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

（法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法）

第七十八条の四　法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　次のいずれかに掲げる書類の添付

イ　当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の謄本若しくは抄録謄本又は公証人の認証を受けた私署証書（第一号改定者（法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。）及び第二

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～七　（略）

3　（略）

（胎児の出生による遺族厚生年金の額の改定の請求）

第六十二条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

3　（略）

（所在不明とされた者の申請）

第六十七条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に申請者及び申請者以外の遺族厚生年金の受給権者の基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3　（略）

（所在不明の届出等）

第七十三条の二　（略）

2　前項の届書には、受給権者の年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3～6　（略）

（裁定の請求）

第七十六条の二　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～四　（略）

（裁定の請求）

第七十七条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

（法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法）

第七十八条の四　法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　次のいずれかに掲げる書類の添付

イ　当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の謄本若しくは抄録謄本又は公証人の認証を受けた私署証書（第一号改定者（法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。）及び第二